

静岡県教育委員会 育児プランシート

R4.10.1版

年 月 日

暦表示
(選択)
和暦

所 属		
氏 名		性別

① 出産予定日を入力してください。出産後には出産日を入力してください。

出産予定日

出産日

※「R4.10.1」又は「2022/10/1」の形式で入力してください。
「R(令和)」表記にはエクセルのバージョンアップが必要な場合があります。

※左上の暦選択に関わらず、この欄は最初に入力した形式(西暦or和暦)で表示されます。

② 利用できる休暇制度等の取得対象、取得可能期間等を確認してください。

※出産予定日のみを入力の場合は、出産日以降の日付は、出産予定日を出産日と仮定した場合の日付が表示されます。



スケジュール	女性のみ	男性のみ	男 女 共 通
妊娠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊産婦の健康診査 ○ 通勤時における母体保護 ○ 妊娠中の休憩措置 ○ 妊娠障害休暇(原則14日) 		
出産予定日前14週間			<ul style="list-style-type: none"> ○ 多胎妊娠の場合の特例
出産予定日前8週間		<ul style="list-style-type: none"> ○ 産前休暇 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産前期間中の取得は、上の子(未就学児)を養育している場合
出産		<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児参加休暇(5日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性は産後休暇終了後から、男性は子の出生後から利用できます。
出産後2週間		<ul style="list-style-type: none"> ○ 産後休暇 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業 ○ 育児短時間勤務 ○ 部分休業(1日2時間以内) ○ 生児保育(1日2回、各60分以内) ○ 乳幼児の健康診査、予防接種休暇(必要な時間) ○ 看護休暇(年5日、中学校就学前の子が2人以上の場合は10日) ○ 深夜勤務の制限 ○ 時間外勤務の制限 ○ 時間外勤務の免除
出産後8週間			
1歳(前日)			
1歳6月(前日)			
2歳(前日)			
3歳(前日)			
小学校就学前			
小学校3年生終了			
小学校修了			<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある子の場合
18歳となった年度の末			

R4.10.1~原則1回のみ取得できる育児休業が2回まで取得可能となりました。(これとは別に、男性の場合、出産後8週間までの期間内で、2回まで育児休業を取得可能です(産後パパ育休))

(1日2時間以内)

障害のある子の場合

▲ 給与影響あり

③ 取得希望、取得希望期間を記入して、所属長等（校長等）と今後の育児プランについて相談しましょう。

育 児 プ ラ ン				
	取得希望	取得希望期間	取得できる期間	制度の概要等
女性のみ	妊産婦の健康診査	必要な都度、取得してください。	妊娠 ～ (妊娠中から出産後1年以内)	母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるため、妊娠週に応じた回数につき、1日の勤務時間内で必要と認める時間を取得できます。 ・妊娠満23週まで→4週間に1回 ・妊娠満24週から満35週まで→2週間に1回 ・妊娠満36週から出産まで→1週間に1回 ・産後1年間→その間に1回 ※医師の特別の指示があれば、この限りではありません。
	通勤時における母体保護	から まで	妊娠 ～ (妊娠中の期間)	妊娠中、通勤に利用する交通機関（自動車の運転を含む）の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合（※）に、1日を通じて1時間以内で取得できます。勤務の始め又は終わりに一括して取得するほか、始め30分、終り30分のように分割取得もできます。 ※医師又は助産師の指導による
	妊娠中の休憩措置	から まで	妊娠 ～ (妊娠中の期間)	妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康維持に影響がある場合（※）に、休息し、又は補食するために、正規の勤務時間の途中において分単位で取得することができます。 ※医師又は助産師の指導による
	妊娠障害休暇	から まで	妊娠 ～ (妊娠してから産前休暇の前日まで)	【原則】つわり等のために勤務することが困難である場合（※）に一妊娠期間に14日以内で取得できます。 ※医師又は助産師の指導による 【特例】妊娠に起因する症状のため、医師等から一定期間にわたる休業の指導があった場合には、医師等の証明に基づき、14日を超えて取得することができます。
	産前休暇 産後休暇	から まで	～ (予定日前8週間から産後8週間まで) ～ <多胎妊娠の場合> (予定日前14週間から産後8週間まで)	【産前休暇】 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産日まで、本人の希望する日を開始日として取得できます。 【産後休暇】 出産日翌日から8週間（本人が求め、かつ、医師が認める場合にあっては6週間）経過する日までの休暇です。なお、申請による取得ではなく、労働基準法により取得が義務付けられている休暇です。
男性のみ	育児参加休暇	から まで	～ 【出産に係る子のために取得】 (出産の日以後1年) ～ 【上の子のために取得】 (予定日前8週間から出産の日以後1年まで) ～ 【上の子のために取得】<多胎妊娠の場合> (予定日前14週間から出産の日以後1年まで)	妻の出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合にあっては14週間前）から出産の日以後1年を経過するまでの期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（上の子）を養育する場合に5日以内で取得できます。 なお、産前期間中の休暇取得は、出産に係る子以外に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合に限りです。
	配偶者出産休暇	から まで	入院の日 ～ (入院等の日から産後2週間まで)	職員の妻の出産に係る入院の日から、当該出産の日後2週間を経過する日までの期間に3日以内で取得できます。
男女共通	育児休業 ▲	から まで	～ (子が3歳になるまで)	3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日（誕生日の前日）までの間に取得することができます。 ※配偶者が育児休業を取得中の場合や、専業主婦（夫）であっても、取得できます。 ※育児休業期間中、給与は支給されません。（一定の場合には、共済組合から育児休業手当金が支給されます。） ※R4.10.1～育児休業が原則2回まで取得可能となりました。（これとは別に、男性の場合、出産後8週間までの期間内で、2回まで育児休業を取得可能です。（産後パパ育休）
	育児短時間勤務 ▲	から まで	～ (小学校就学の始期に達するまで)	子が小学校就学の始期に達するまでの間に、次の形態の短時間勤務を選択することができます。 ①月～金に3時間55分ずつ（週19時間35分） ②月～金に4時間55分ずつ（週24時間35分） ③7時間45分の3日勤務（週23時間15分） ④7時間45分の2日勤務、3時間55分の1日勤務（週19時間25分） ※勤務時間数に応じて、給与が減額されます。
	部分休業 ▲	から まで	～ (小学校就学の始期に達するまで)	子が小学校就学の始期に達するまでの間に、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日2時間を超えない範囲で30分単位で取得できます。 ※部分休業を取得した時間分、給与が減額されます。
	子育て部分休業 ▲	から まで	～ (小学校3年生まで) ～ 【障害のある子を養育する場合】 (18歳となった年度末まで)	子が小学校入学後（部分休業の対象年齢経過後）、小学校3年生までの間、障害のある子にあっては満18歳となった年度末までの間に、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日2時間を超えない範囲で30分単位で取得できます。 ※子育て部分休業を取得した時間分、給与が減額されます。
	生児保育	から まで	～ (子が1歳6月になるまで)	生後1年6月未満の子について、授乳や託児所等への送迎を行うために、午前・午後の各1回、各々60分以内で取得できます。なお、所属長が必要と認める場合は、まとめて120分を取得することもできます。
	乳幼児の健康診査、予防接種休暇	必要な都度、取得してください。	～ (小学校就学の始期に達するまで)	職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受ける場合において、当該職員の介助を必要とするとき1回につき、必要な時間を取得することができます。
	看護休暇	必要な都度、取得してください。	～ 年齢制限なし (子の年齢制限なし)	病気等により子を看護する必要がある場合に取得できます。 ・子が1人1年5日以内 ・中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上1年10日以内 ※この休暇は、配偶者や父母等に対しても取得することもできます。
	深夜勤務の制限	から まで	～ (小学校就学の始期に達するまで)	職員の配偶者が深夜に育児を行うことができない場合（深夜に就業、病氣、産休中など）に申請ができます。 午後10時から翌日午前5時までの勤務をしないことができます。
	時間外勤務の制限	から まで	～ (小学校就学の始期に達するまで)	1月24時間、1年150時間を超えて、時間外勤務をしないことができます。（災害その他やむを得ない事由に基づく臨時的勤務を除く。）
	時間外勤務の免除	から まで	～ (子が3歳になるまで)	時間外勤務をしないことができます。（災害その他やむを得ない事由に基づく臨時的勤務を除く。）

静岡県教育委員会 育児プランシート

R4.10.1版

入力してください。

年 月 日

暦表示
(選択)
和暦

シートに表示される日付表示について、「和暦」と「西暦」から選択してください。

所 属			
氏 名		性別	男

① 出産予定日を入力してください。出産後には出産日を入力してください。

出産予定日	R4.10.18	出産日	R4.10.19
-------	----------	-----	----------

※「R4.4.1」又は「2022/10/1」の形式で入力してください。「R(令和)」表記にはエクセルのバージョンアップが必要な場合があります。

※左上の暦選択に関わらず、この欄は最初に入力した形式(西暦or和暦)で表示されます。

② 利用できる休暇制度等の取得対象、取得可能期間等を確認してください。

※出産予定日のみ「R4.10.19」又は「2022/10/19」の形式で入力してください。日付が表示されます。

(出産日前に入力する場合は、「出産予定日」のみ入力してください。)

※この欄は、左上の「暦表示(選択)」で表示変更はされません。

男 女 共 通



スケジュール	日付	産婦の健康診査	勤時における母体保護	産中の休憩措置	妊娠害休暇(原則14日)	産前休暇	産後休暇	育児参加休暇(5日)	入院の日(3日)	配偶者出産休暇	育児休業	育児短時間勤務	部分休業(1日2時間以内)	生児保育(1日2回、各60分以内)	乳幼児の健康診査、予防接種休暇(必要な時間)	看護休暇(年5日、中学校就学前の子が2人以上の場合は10日)	深夜勤務の制限	時間外勤務の制限	時間外勤務の免除
妊娠																			
出産予定日前14週間	R4.7.13																		
出産予定日前8週間	R4.8.24																		
出産	R4.10.19																		
出産後2週間	R4.11.2																		
出産後8週間	R4.12.14																		
1歳(前日)	R5.10.18																		
1歳6月(前日)	R6.4.18																		
2歳(前日)	R6.10.18																		
3歳(前日)	R7.10.18																		
小学校就学前	R11.3.31																		
小学校3年生終了	R14.3.31																		
小学校修了	R17.3.31																		
18歳となった年度の末	R23.3.31																		

入力した出産予定日又は出産日に応じて、日付が表示されますので、取得可能な休暇制度等を確認してください。

多胎妊娠の場合の特例
産前期間中の取得は、上の子(未就学児)を養育している場合

女性は産後休暇終了後から、男性は子の出生後から利用できます。

R4.10.1~原則1回のみ取得できる育児休業が2回目まで取得可能となりました。(これとは別に、男性の場合、出産後8週間までの期間内で、2回まで育児休業を取得可能です(産後/育児))

(1日2時間以内) 障害のある子の場合

▲ 給与影響あり

③ 取得希望、取得希望期間を記入して、所属長等（校長等）と今後の育児プランについて相談しましょう。

		育児プラン			
		取得希望	取得希望期間	取得できる期間	制度の概要等
女性のみ	妊産婦の健康診査		必要な都度、取得してください。	妊娠 ～ R6.10.18 (妊娠中から出産後1年以内)	母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるため、妊娠週に応じます。 ・産後1年間→その間に1回 ※医師の特別の指示があれば、この限りではありません。
	通勤時における母体保護		から まで	妊娠 ～ R4.10.18 (妊娠中の期間)	妊娠中、通勤に利用する交通機関(自動車の運転を含む)の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合(※)に、1日を通じて1時間以内で取得できます。勤務の始め又は終わりに一括して取得するほか、始め30分、終り30分のように分割取得もできます。 ※医師又は助産師の指導による
	妊娠中の休憩措置		から まで	妊娠 ～ R4.10.18 (妊娠中の期間)	妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康維持に影響がある場合(※)に、休息し、又は補食するために、正規の勤務時間の途中において分単位で取得することができます。 ※医師又は助産師の指導による
	妊娠障害休暇		から まで	妊娠 ～ R4.10.18 (妊娠してから産前休暇の前日まで)	【原則】つわり等のために勤務することが困難である場合(※)に一妊娠期間に14日以内で取得できます。 ※医師又は助産師の指導による 【特別】妊娠に起因する症状のため、医師等から一定期間にわたる休業の指導があった場合には、医師等の証明に基づき、14日を超えて取得することができます。
	産前休暇 産後休暇		まで	R4.7.13 ～ R4.12.14 <多胎妊娠の場合> (予定日前14週間から産後6週間まで)	妊娠の場合は14週間)前から出して取得できます。 人が求め、かつ、医師が認める場合にあっては6週間)経過する日までの休暇です。なお、申請による取得ではなく、労働基準法により取得が義務付けられている休暇です。
男性のみ	育児参加休暇		から まで	R4.10.19 ～ R5.10.18 【出産に係る子のために取得】 (出産の日以後1年まで) R4.8.24 ～ R5.10.18 【上の子のために取得】 (予定日前8週間から出産の日以後1年まで) R4.7.13 ～ R5.10.18 【上の子のために取得】<多胎妊娠の場合> (予定日前14週間から出産の日以後1年まで)	妻の出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあっては14週間前)から出産の日以後1年を経過するまでの期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(上の子)を養育する場合に5日以内で取得できます。 なお、産前期間中の休暇取得は、出産に係る子以外に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合に限りします。
	配偶者出産休暇		から まで	入院の日 ～ R4.11.2 (入院等の日から産後2週間まで)	職員の妻の出産に係る入院の日から、当該出産の日後2週間を経過する日までの期間に3日以内で取得できます。
男女共通	育児休業 ▲		から	R4.10.19 ～ R7.10.18	3歳に満たない子を養育するため、その子が満3歳に達する日(誕生日の前日)までの間に取得することができます。 ※配偶者が育児休業を取得中の場合や、専業主婦(夫)であっても、取得できます。 ※育児休業期間中、給与が支給されません。(一定の場合には、共済)となりまして、(これとは)内、2回まで育児休業を
	育児短時間勤務 ▲		から まで	R4.10.19 ～ R11.3.31 (小学校就学の始期に達するまで)	次形態の短時間勤務を選択することができます。 ①月～金に3時間55分ずつ(週19時間35分) ②月～金に4時間55分ずつ(週24時間35分) ③7時間45分の3日勤務(週23時間15分) ④7時間45分の2日勤務、3時間55分の1日勤務(週19時間25分) ※勤務時間数に応じて、給与が減額されます。
	部分休業 ▲		から まで	R4.10.19 ～ R11.3.31 (小学校就学の始期に達するまで)	子が小学校就学の始期に達するまでの間に、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日2時間を超えない範囲で30分単位で取得できます。 ※部分休業を取得した時間分、給与が減額されます。
	子育て部分休業 ▲		から まで	R11.4.1 ～ R14.3.31 (小学校3年生まで) R11.4.1 ～ R23.3.31 【障害のある子を養育する場合】 (18歳となった年度末まで)	子が小学校入学後(部分休業の対象年齢経過後)、小学校3年生までの間、障害のある子にあっては満18歳となった年度末までの間に、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日2時間を超えない範囲で30分単位で取得できます。 ※子育て部分休業を取得した時間分、給与が減額されます。
	生児保育		から まで	R4.10.19 ～ R6.4.18 (子が1歳6月になるまで)	生後1年6月未満の子について、授乳や託児所等への送迎を行うために、午前・午後の各1回、各々60分以内で取得できます。なお、所属長が必要と認める場合は、まとめて120分を取得することもできます。
	乳幼児の健康診査、予防接種休暇		必要な都度、取得してください。	R4.10.19 ～ R11.3.31 (小学校就学の始期に達するまで)	職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受ける場合において、当該職員の介助を必要とするとき1回につき、必要な時間を取得することができます。
	看護休暇		必要な都度、取得してください。	R4.10.19 ～ 年齢制限なし (子の年齢制限なし)	病気等により子を看護する必要がある場合に取得できます。 ・子が1人一年5日以内 ・中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上一年10日以内 ※この休暇は、配偶者や父母等に対しても取得することもできます。

入力した出産予定日又は出産日及び性別に応じて、制度ごとに取得可能な期間が自動で表示されます。

「取得できる期間」や、「制度の概要」を参考に、取得希望の有無や、取得希望期間を入力してください。

性別を「女」とした場合には、男性のみが取得できる休暇制度は網掛けになります。(性別を「男」とした場合は、女性のみが取得できる休暇制度が網掛けになります。)

☆取得期間、取得希望をもとに、所属長（校長等）と今後の育児プランについて話し合しましょう☆

<留意点>

- このシートは、今後の休暇等の取得計画を検討したり、所属長等と話し合ったりするためのものです。実際の休暇の取得にあたっては、休暇承認申請簿等による手続きをするようにしてください。
- 誤入力防止のため、入力欄以外には保護がかけてあります。記載内容を編集する必要があるときは、シート保護を解除してください。(保護にあたってのパスワードはかけてありません。)